

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

本事業は、長期入院精神障がい者へ退院意欲を喚起することで退院を促進し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行・地域定着を推進することを目的とします。

「三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等の団体に事業の一部を委託します。

つきましては、充実した内容の事業を実施するため、これを遂行できる事業者を選定するための企画提案コンペを下記により実施します。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業業務委託仕様書のとおり

3 企画提案コンペ参加要件

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ③ 三重県物件関係落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ④ 三重県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

4 参加資格の審査

(1) 企画提案コンペ参加申込み

- ① 申込期限 令和8年2月4日（水）午後5時必着（期限厳守）
- ② 申込場所 下記19に記載の担当課
- ③ 提出書類
 - ア 三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（名称、主たる事務所、目的等の事

項が記載されている書類)

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

エ 役員等に関する事項（様式6）

④提出した書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑤提出部数 各1部（持参又は郵便、民間事業者による信書便による提出とする。

郵便、民間事業者による信書便で送付する場合は、書留などにより到着を確認できるようすること。）

（2）質問の受付

この委託業務の事項等に質疑がある場合は、様式3により下記にて受け付け、回答は、FAX又は電子メールで行います。また、令和8年1月27日（火）までに本企画提案コンペ公告（本ホームページ）にて掲載します。

（対応時間）令和8年1月22日（木）午前8時30分から

令和8年1月26日（月）午後5時まで

（連絡方法）FAX：059-224-2340 又は

電子メール：kenkot@pref.mie.lg.jp

5 企画提案コンペ参加資格確認結果通知

令和8年2月19日（木）に通知します。

6 企画提案書の提出

（1）提出書類

①企画提案書

・提出部数 9部（正本1部、副本8部）

・書式 様式4のとおり

②見積書

・提出部数 1部

・書式 様式5のとおり

（2）提出期間及び提出場所

① 提出期間 令和8年2月20日（金）午前8時30分から

令和8年2月27日（金）午後5時まで

② 提出場所 下記19に記載の担当課

③ その他 持参又は郵便、民間事業者による信書便による提出とする。

郵便、民間事業者による信書便で送付する場合は、書留などにより到着を確認できるようにすること。

※ 留意事項：提出期限後の提出、期限内提出後の再提出は認めない。

7 事業予算

1事業者あたり 622,226円（消費税及び地方消費税を含む）
の範囲内とします。

8 最優秀提案者の選考

- (1) 選定数 最大で6事業者（ただし、1障害保健福祉圏域につき1事業者とする）
- (2) 本事業の対象となる障害保健福祉圏域
桑名員弁、四日市、鈴鹿・亀山、津、伊賀、伊勢志摩の6圏域とする。
なお、1事業者につき、参加申込みができる圏域は1とする。

9 審査基準

企画提案書を評価事項（目的適合性・企画性・専門性・業務遂行能力・経済合理性等）の観点で評価を行い総合点で決定します。

10 プレゼンテーションの実施

提案者が多数の場合、選定委員会における適否評価等により1圏域につき5者程度を選定したうえでプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和8年3月6日（金）までに電子メールまたは電話により連絡します。

※プレゼンテーション審査の実施

- ア 日時 令和8年3月17日（火）（予定）
- イ 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁（予定）
- ウ 形態等 提出済みの企画提案書（紙）のみで行います。なお、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとします。

11 選定結果通知

選定結果は、令和8年3月18日（水）（予定）に、合否に関わらず応募者全員に結果を通知します。

12 企画提案の帰属

採択された企画提案の所有権は、委託者に帰属します。

13 最優秀提案者に提出を求める資料

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行し

た実績の有無を示す証明書

1 4 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県医療保健部健康推進課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県医療保健部健康推進課において行う。

1 5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合には、前金払いをすることとします。

1 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当

介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出された企画提案コンペ資料は返還しないものとします。
- (3) 企画提案コンペ資料の作成及び提出等に関する経費は、企画提案者が負担するものとします。
- (4) 提出された企画提案コンペ資料は、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる場合があります。
- (5) 委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。
- (6) 採択された企画提案の所有権は、三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

19 担当課

津市広明町13番地

三重県医療保健部健康推進課 精神保健班 担当：西井

TEL：059-224-2273 FAX：059-224-2340

電子メール：kenkot@pref.mie.lg.jp